

中国四国地区国立大学図書館大規模自然災害発生時の  
連絡体制等に関する申合せ

平成 13 年 4 月 26 日

中国・四国地区国立大学図書館協議会

(趣 旨)

1. この申合せは、中国・四国地区の国立大学図書館（以下「図書館」という。）のいずれかが大規模自然災害（地震（概ね震度 5 以上の地震）、水害、大火災等をいう。）に遭遇した場合で、被害状況等の把握および連絡等を円滑にするための臨時連絡館の設置その他必要な事項を定める。

(臨時連絡館)

2. 大規模自然災害が当地区を中心に発生したときは、被害が甚大であると思われる被災地の図書館を除いた近隣の図書館を、その申出により、「臨時連絡館」として設置するものとする。
3. 臨時連絡館は、国立大学図書館協議会の地区連絡館（以下「連絡館」という。）の有無に関わらず定めることができる。

(情報収集)

4. 臨時連絡館は、可能な限り速やかに、被災地及び近隣の図書館の被害状況並びにその復旧状況についての情報を収集する。

(連 絡)

5. 臨時連絡館は、収集した被害状況等の情報は、電子メ - ル等により可能な限り速やかに図書館に連絡するものとする。

(報 告)

6. 臨時連絡館は、連絡館と協議の上、とりまとめた被災状況等について、文部科学省大学図書館課及び国立大学図書館協議会事務局に報告するものとする。

(支援調整)

7. 臨時連絡館は、適宜、被災地及び近隣の図書館と連絡を取り合い、図書館業務の原状回復を原則とし、かつ、被災地の図書館に支障を及ぼさない範囲での支援策を調整する。

(支援実施)

8. 被災地の図書館以外のものは、臨時連絡館の提示する支援方法に対して、その自主と責任のもと可能な限り協力するものとする。

(その他)

9. この申合せに定めるもののほか、必要が生じたことがらに関しては臨時連絡館の判断に委ねることとする。